

Ⅶ 資料

1 緑区地域福祉保健計画・緑区地域福祉活動計画「みどりのわ・ささえ愛プラン」推進策定委員会規約

制定 平成 18 年 5 月 18 日 緑福第 274 号
最近改正 平成 21 年 5 月 18 日 緑福第 251 号

(目的)

第 1 条 この規約は、緑区地域福祉保健計画・緑区地域福祉活動計画「みどりのわ・ささえ愛プラン」(以下、「計画」という。)の推進を目的に設置する緑区地域福祉保健計画・地域福祉活動計画「みどりのわ・ささえ愛プラン」推進策定委員会(「みどりのわ・ささえ愛プラン推進策定委員会」と呼称し、以下「推進策定委員会」という。)に必要な事項を定める。

(所掌事務)

第 2 条 推進策定委員会は、緑区地域福祉保健推進会議の専門部会として、次に掲げる事項を協議する。

(1) 現計画について

- ア 計画の進行管理と評価に関すること
- イ 計画実践の支援に関すること
- ウ その他計画推進に関すること

(2) 次期計画について

- ア 計画の策定に関すること

(組織)

第 3 条 推進策定委員会は 25 人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験者、福祉保健活動団体・事業者からの代表及び一般区民の中から区長が委嘱する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、委員が任期の途中で交代した場合、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 推進策定委員会には委員長及び副委員長を置き、委員長は委員の互選によって定める。また副委員長は委員長の指名によって定める。

2 委員長は、推進策定委員会を代表し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時はその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 推進策定委員会は、必要に応じて委員長が招集する。ただし、第 1 回推進委員会は区長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上の出席により成立する。

(分科会)

第 7 条 推進策定委員会は、具体的な計画の推進や課題の検討などを行うため、分科会を設置することができる。

(守秘義務)

第 8 条 推進策定委員会委員及び分科会員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第 9 条 推進策定委員会にかかる庶務は、緑区役所福祉保健課及び緑区社会福祉協議会において処理する。

(その他)

第 10 条 この規約に定めるもののほか、推進委員会に関し必要な事項は、委員長が推進委員会に諮って定める。

附 則

この規約は、平成 18 年 6 月 7 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 20 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 21 年 5 月 18 日から施行する。